

長崎労働局発表  
令和5年10月12日（木）

報道関係者 各位

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 山本 浩明

賃金室長補佐 木場 孝行

電話 095-801-0033

## 「長崎県最低賃金」が改正されました！！

～令和5年10月13日（金）から時間額898円に～

令和5年10月13日（金）から、長崎県内のすべての労働者と使用者に最低賃金「時間額898円」が適用されますので、お知らせします。

「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、賃金額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」を適用される業種の労働者と使用者については、これまではこれら特定（産業別）最低賃金の時間額が適用されましたが、**令和5年10月13日以降には長崎県内すべての事業場において、長崎県最低賃金の時間額898円が適用されることとなります。**

長崎労働局（局長 こじょう ひでき 小城 英樹）では、引き続き、別添の最低賃金リーフレット等を活用し長崎県最低賃金の周知を図っていくとともに、併せて、賃金引上げに取り組む中小企業事業者を支援する「業務改善助成金」<sup>\*</sup>の利用促進に努めてまいります。

また、管下の労働基準監督署において、改正された最低賃金額以上の賃金が労働者に支払われるよう、徹底を図ります。

※ 「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

また、令和5年8月31日から「対象事業場の拡大」等制度の拡充も行われています。

（詳細は別添リーフレットをご参照ください。）

## 【長崎県最低賃金について】

### ● 最低賃金額・効力発生日

- ・最低賃金額 **時間額 898 円**（改正前：時間額 853 円）
- ・効力発生日 **令和 5 年 10 月 13 日（金）**

### ● 適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

### ● 最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時に支払われる賃金

